

議案第134号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

浜川崎駅周辺自転車等駐車場

」

を

「

浜川崎駅周辺自転車等駐車場

小田栄駅周辺自転車等駐車場

」

に、

「

鷺沼駅周辺自転車等駐車場

」

を

「

鷺沼駅周辺自転車等駐車場

宿河原駅周辺自転車等駐車場

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（宿河原駅周辺自転車等駐車場に係る部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

小田栄駅周辺自転車等駐車場及び宿河原駅周辺自転車等駐車場を設置するため、この条例を制定するものである。